

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社自 立と平和	生駒郡平群町初 香台二丁目六番 二六号	えがおがい つばい	生駒郡平群町 初香台二丁目 六番二六号	放課後等デ イサービス	平成二十 九年三月 一日
さくら総合 事務所合同 会社	奈良市北登美ヶ 丘五丁目一 番 二二号	S A K U R A K i d s'	奈良市朱雀四 丁目一番一〇 号	放課後等デ イサービス	平成二十 九年三月 一日
一般社団法 人ライフェ ビデンス	奈良市芝辻町四 丁目八番地六	キッズステ ーションア ウル	奈良市大宮町 二丁目三番七 号 東急ドエ ル奈良パーク ビレジ一〇号 棟一〇六号室	放課後等デ イサービス	平成二十 九年三月 一日
株式会社太 陽	桜井市大字上之 庄三八三番地一	放課後等デ イサービス カルミア	磯城郡三宅町 大字石見四七 八二階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 九年三月 一日